



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年6月19日 No.101

通勤する側の視点から一緒に考えていこう！

東日本ユニオンは6月14日に「『通勤手当等の見直しについて』に関する申し入れ」の団体交渉を開催し、計18項目にわたり経営側の考えを明らかにしてきました。

提案資料の記載区間すべてが、新幹線通勤を認めれているわけではない！

【現行モニター指定区間に加え、新たに以下の区間が対象】

例) 大宮～高崎／宇都宮、東京・上野～小山、長岡～新潟、福島～仙台、水沢江刺～盛岡等
また、仙台～古川、長野～飯山、東海道新幹線（東京・品川～小田原・熱海、新横浜～熱海）も特に認めた区間として対象とします。

上記の提案資料の記載区間すべてにおいて新幹線通勤が認められるのではなく、条件付きの区間があります。

一定の条件付きで新幹線通勤が可能となる区間

大宮～高崎（74.7 km）／宇都宮、（79.2 km）東京・上野～小山（80.6 km）、
長岡～新潟（63.3 km）、福島～仙台（79 km）、水沢江刺～盛岡（65.2 km）等

あくまで「乗り換え時間を含め、在来線普通列車での通勤時間が1時間30分以上であり、かつ、自社線の新幹線の利用により45分以上短縮ができる場合」に適用となる。

「等」と記載したのは、対象となり得るすべての区間を掲載できないためであり、支給条件を満たせば掲載した区間以外も適用となる。

会社が特に認めた場合、新幹線通勤が適用になる区間

仙台～古川（43.2 km）、長野～飯山（29.9 km）、東海道新幹線【東京・品川～小田原（83.9 km）・熱海（104.6 km）、新横浜～熱海（75.8 km）】

会社が特に認めた区間とし、一定の通勤時間や短縮時間に関係なく新幹線通勤が適用となる。

◆このような特別区間を設けた理由として

- ①通勤時間は短いほうが身体的な負担が少なく、通勤での疲弊を軽減させ、集中して業務に従事してもらおう。
- ②転勤になった場合、家族で社宅へ引っ越すことが多かったと思われるが、配偶者の就労や育児・介護等の様々な理由があり「引っ越すか単身赴任か」の選択から「自宅から通いたい」という社員の要望に踏まえ、短距離利用も一定の条件下で認める。

○在来線特急通勤について

現行で認めている区間は継続するが、新たに設定する区間はない。認めている根拠として「100 km超」「在来線普通列車との時間差」「お客さまの列車ご利用状況」を勘案している。乱用はしないが、新たな区間を認める余地はある。

東日本ユニオンに加入し、要求を一緒に作りだそう！